

岩手県

建築士・工務店向け



いわて **木** づかい

住宅普及促進事業

大切な森の循環



豊かな森林資源を木材として有効利用することは、地域の林業や木材産業を元気にし、経済を活性化することにつながります。そして「植える、育てる、使う、植える」という循環を生み出すことで、森林を健全に保ち、土砂災害や地球温暖化などの問題から私たちの暮らしを守ります。

県産木材を利用することは、岩手を守り、育むこと、そして森林の恩恵を次世代に引き継ぐことにもつながります。



いわての豊富な樹種

岩手県は、本州一の森林面積を有する森林県です。県土の約8割を占める森林には、県の木である「ナンブアカマツ」をはじめスギ、カラマツなどの針葉樹のほか、ナラやクリ、ケヤキなどの広葉樹も豊富で、多様な樹種がバランスよく生育しています。その種類は実に様々で、針葉樹で10種類以上、広葉樹は50種類以上にのぼります。全国的に針葉樹が多い中で、広葉樹が豊富な岩手の森林はとても貴重。好きな樹種を選べることは、岩手に暮らす特権です。

人にやさしい木の家



調湿作用

ジメジメした空間では湿気を吸収し、乾燥している時には水分を放出し快適に保ちます。

断熱性

木材は熱が伝わりにくい特徴があるため、夏は涼しく、冬は暖かい空間を生み出します。

衝撃安全性

素材の柔らかさと適度なたわみで衝撃を吸収・緩和するため、日常生活での足・膝・腰への負担が少なくなります。

音を吸収

木材には、目には見えないミクロの孔があり、音を適度に吸収するため、静かで落ち着いた環境づくりに効果的です。

ダニ抑制

気管支喘息やアトピー性皮膚炎の原因とされるダニ。その繁殖を防ぐのが木の香り成分。抗菌作用も期待できます。

ヒーリング効果

木の香り成分により、森を散策したようなヒーリング効果が得られ、睡眠の質も安定するとされています。

目に優しい

紫外線を吸収し、光を和らげるので目への負担を減少させます。また、天然の模様が生み出す木肌が美しく飽きがきません。

健康促進効果

木の香りには、血圧を低下させるなど体をリラックスさせる効果があるとされています。



適温適湿

調湿機能を持つ木材を活用した住宅は、湿気の多い日本の気候にも合っています。また、高い断熱性で、季節ごとの気温の変化にも柔軟に対応します。

結露を防ぐ

結露は空気中の水蒸気が水滴になる現象です。湿度を適度に保ち、断熱性の高い木材を内装に取り入れることで、結露防止にも効果を発揮します。

耐火性と強度

表面が焦げ、炭化層ができることで、内部まで火が進行しにくい木材。万一の火災でも強度を維持し、建物全体が崩れる危険性を回避できます。

木造建築の性能

県産木材の種類



杉 -すぎ-

真っ直ぐな幹を持ち、材質は軟らかで木理が真っ直ぐで割りやすいです。

【用途】 建築材、建具材、電柱、家具、桶樽材、箸 など



赤松 -あかまつ-

岩手の県木として知られる「ナンブアカマツ」は、重硬で強度が高く加工性に優れています。

【用途】 寺社仏閣など文化財の建築用材、家具材、土木用材 など



唐松 -からまつ-

材質はやや重硬で強度が高く、割れや反り等が出やすい性質も加工技術の発達により克服されています。

【用途】 建築・土木資材、家具材、外構材 など



檜 -なら-

緻密で重く、木目が美しい材質です。その香りの良さから、ウイスキーやワインの樽への需要も高まっています。

【用途】 床材、家具、化粧単板、枕木材、薪炭材(小径木) など



栗 -くり-

堅さと弾力、反張力に富み、水潤にも強く高い耐久性を誇ります。岩手県産は真っ直ぐに育つのが特徴です。

【用途】 建築材、家具材、薪炭材 など



山桜 -やまざくら-

反りや狂いが少なく、粘りがあって加工しやすい性質を持ちます。美しい艶と色調が特徴で人気の高い木材です。

【用途】 床材、敷居、和菓子の型、彫刻 など

豊富な数の樹種を誇る

岩手県で育つ木々の一部をご紹介します。

個性豊かな木目や色合いがお楽しみいただけます。



鬼胡桃 -おにぐるみ-

独特の光沢を持ち、軽軟で加工性が良く、割れや狂いが少ないのが特徴です。

【用途】 造作材、内装材、家具、染料(樹皮) など



朴 -ほお-

健胃薬の成分を含み、古来には刃当たりが良いという特性から、刀の鞘にも用いられました。狂いが少なく、木工家の下端定規にも活用されています。

【用途】 まな板、積み木 など



欂 -けやき-

北東北がその北限で、日本を代表する樹木です。木目が美しいのが特徴です。

【用途】 社寺の構造材、造作材、家具、工芸品 など



栓 -せん-

やや軽軟で艶があり、加工しやすい材質。大径木のため大きな板を得ることができ、仕上げ面には美しい木目が現れます。

【用途】 内装用材、家具材、工芸品 など



板屋楓 -いたやかえで-

特有の絹糸光沢があり、波状空(はじょうもく)などの美しい木目を持つことが多いとされています。

【用途】 床材、家具、弦楽器の側板・裏板 など



桂 -かつら-

適度な堅さと軟らかさを持ち、反りにくく加工がしやすいという特徴があります。

【用途】 家具材、化粧用単板、裁ち台、囲碁・将棋の盤 など



針葉樹



広葉樹

「いわて木づかい住宅普及促進事業」のご

新築
住宅

最大

100万円補助!!

対象者 県内に自ら居住するため、金融機関から住宅ローンの貸付を受けて、住宅を新築する方

基本額の
補助



県産木材の使用量に応じ補助

JAS等
加算



県産木材を 10 m³以上かつ県産木材の使用量に対し JAS 材等を 50%以上使用した場合に補助

次世代木材利用
創出加算
(子育て世帯向け加算)



18歳以下(高校生以下)の子どもがいる世帯に対し補助

補助額
(単位:万円)

県産木材 使用量 (m ³)	いわて木づかい 住宅普及促進事業				住みたい岩手の家づくり 促進事業 ※			合計
	基本額	JAS 等 加算	子育て世帯 向け加算	計	省エネ 加算	バリアフリー 加算	計	
5 以上 10 未満	15	—	30	45	—	—	0	45
10 以上 15 未満	25	10	30	65	—	—	0	65
15 以上 20 未満	40	10	30	80	10	10	20	100
20 以上	45	10	25又は30 [※]	80又は85	10	10	20	100

※補助額(合計)の上限は 100 万円であるため、上限を超える場合は 25 万円となります。

主な補助要件

- 住宅の用に供する部分に県産木材を 5 m³以上使用すること。
- 県産木材を用いていることが、県産木材の産地証明制度等により証明できること。
- 住宅の構造や外観等について、建設現場見学会や、工務店等のホームページでの写真の公開等による供用・供覧に同意できること。
- 令和 3 年 4 月 1 日以降に着工し、令和 4 年 3 月 15 日までに工事が完成する木造住宅であること。
- 令和 4 年 3 月 15 日までに建築現場見学会や、工務店等のホームページでの写真の公開などが行われること。
(ただし、見学会等の終了は、令和 4 年 3 月 15 日以降でも差し支えない。)
- 県内に本店を置く建築業者、工務店が施工するものであること。

※住みたい岩手の家づくり促進事業

※予算の範囲内で補助を行います。予算がなくなり次第、受付を終了いたしますのでご了承ください。

快適に暮らせる良質な住宅による居住環境づくりの推進のため、「省エネ」+「県産木材の活用」など岩手らしさを備えた「岩手型住宅」の新築および性能向上リフォームに対し支援を行います。

- 省エネ性能(断熱等性能等級 4 以上) 証明取得した場合
- バリアフリー性能(高齢者等配慮対策等級 3 以上) 証明取得した場合

※バリアフリー性能の補助については、省エネの補助を受けることが必須。



【留意事項】 本事業は次の補助制度と併用することはできません。

1. 県及び県内市町村において実施する生活再建住宅支援事業による復興住宅の新築に対する補助(県産木材利用に係る補助に限る。)
2. 県内市町村において実施する森林環境譲与税を財源とした住宅の新築に対する補助(県産木材利用に係る補助に限る。)

案内

県産木材の利用を促進するため、
県産木材を使用した住宅の新築やリフォームを応援します。

※予算の範囲内で補助を行います。予算がなくなり次第、受付を終了いたしますのでご了承ください。

リフォーム
住宅

最大 **45万円** 補助!!

対象者 県内に自ら居住するため、住宅をリフォームする方

基本額の補助



県産木材の使用量に応じ補助

次世代木材利用 創出加算 (子育て世帯向け加算)



18歳以下(高校生以下)の子どもがいる
世帯に対し補助

補助額 (単位:万円)	いわて木づかい 住宅普及促進事業			住みたい岩手の家づくり 促進事業※			合計
	基本額	子育て世帯向け 加算	計	省エネ 加算	バリアフリー 加算	計	
0.15以上5未満	10	—	10	10	10	20	30
5以上	20	5	25	10	10	20	45

主な補助要件

- 1 リフォームを行う住宅について、当該住宅の着工時点(増築、改築、移転、大規模の修繕又は大規模の模様替え若しくは用途の変更をしている場合は、その工事着工又は用途の変更時点)において、建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項に規定される建築基準関係規定に適合していること。
- 2 県産木材を0.15㎡以上使用すること。
- 3 県産木材を用いていることが、県産木材の産地証明制度等により証明できること。
- 4 リフォームの状況について、建設現場見学会や、工務店等のホームページでの写真の公開等による供用・供覧に同意できること。
- 5 令和3年4月1日以降に着工し、令和4年3月15日までに工事が完成する住宅であること。
- 6 令和4年3月15日までに建築現場見学会や、工務店等のホームページでの写真の公開などが行われること。
(ただし、見学会等の終了は、令和4年3月15日以降でも差し支えない。)
- 7 県内に本店を置く建築業者、工務店が施工するものであること。

主な補助要件

「いわて木づかい住宅普及促進事業」による補助を受けた上で、下記の要件を満たした場合の補助です。

- 1 県産木材を一定量以上使用すること。(新築:15㎡、リフォーム:0.15㎡)
- 2 新築工事の場合は、住宅部分の面積が75㎡以上の木造一戸建て住宅(二世帯住宅・併用住宅を含む)であること。
- 3 リフォーム工事においては、耐震基準を満たしていること。
(リフォーム工事後に耐震基準を満たすことを含む。)

補助金交付までの流れ



※補助金交付申請は工事着手後でも構いませんが、工事終了後の申請は受付できません。

※申請内容に変更が生じた場合は、完了報告前に変更承認申請の手続きが必要です。

申請に必要な書類

● 新築

- ①いわて木づかい住宅普及促進事業補助金(新築)交付申請書
- ②金融機関との金銭消費貸借契約書の写し
- ③建築業者との工事請負契約書の写し
- ④建築基準法に基づく「建築確認済証」の写し
- ⑤補助金に関する誓約書(新築)
- ⑥県産材証明書(完成後の提出も可)

必要に応じて

・JAS 材や森林認証材の証明書
・子育て世帯向け加算を受けようとする場合は、住宅に居住するすべての者が記載された住民票の写し(妊婦がいる世帯は母子手帳の写し)
・省エネやバリアフリーについて、一定の性能を有する住宅であることを証明する住宅証明書などの写し

● リフォーム

- ①いわて木づかい住宅普及促進事業補助金(リフォーム)交付申請書
- ②建築業者との工事請負契約書の写し
- ③【増築等がある場合】建築基準法に基づく「建築確認済証」の写し
【増築等がない場合】当該住宅のリフォーム着工時点において建築基準関係規定に適合していることが分かる書類
- ④リフォーム工事の内容がわかる図面等
- ⑤補助金に関する誓約書(リフォーム)
- ⑥県産材証明書(完成後の提出も可)

必要に応じて

・子育て世帯向け加算を受けようとする場合は、住宅に居住するすべての者が記載された住民票の写し(妊婦がいる世帯は母子手帳の写し)
・省エネやバリアフリーについて、一定の性能を有する住宅であることを証明する住宅証明書などの写し

募集期間

令和3年5月10日から受付開始

(令和3年4月1日以降に着工し、令和4年3月15日までに完成するものが対象となります。)

申請方法

郵送または持参により提出してください。

補助制度に関するお問い合わせ

岩手県農林水産部 林業振興課

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10-1(県庁6F)
TEL 019-629-5772 *受付時間/平日9~12時、13~17時
E-mail : AF0010@pref.iwate.jp

申請受付・申請書類に関するお問い合わせ

岩手県木材産業協同組合

〒020-0024 岩手県盛岡市菜園1-3-6(農林会館5F)
TEL 019-624-2141 *受付時間/平日9~12時、13~17時
E-mail : gankiren@poppy.ocn.ne.jp

いわて森の棟梁

岩手県では、県産木材を利用した住宅の建設を促進するため、県民の皆さんに県産木材の利用を積極的に提案しようとする建築士や工務店を「いわて森の棟梁」として登録し、住宅建築を考える県民の皆さんに情報提供を行っております。

県産木材を利用した住宅の設計・施工の実績がある、また今後県産木材を利用した住宅の設計・施工を行う計画がある事業者を募集しています。詳しくは県庁林業振興課にお問い合わせください。

いわて木づかい住宅

